

## 令和4年度第2回久留米市情報公開・個人情報保護審議会（定例会）会議概要

日 時：令和4年7月28日（木） 午後5時00分～

場 所：職員会館メルクス2階会議室

出席者：松隈委員、岡委員、神原委員、小路口委員、樋口委員、紫藤委員、宮崎委員、藏守委員 以上8名

事務局：陣内課長、吉本課長補佐、石丸、渡邊

### 議事の概要

#### 1 委員紹介・審議会の説明

#### 2 会長・副会長の選任

- (1) 神原委員を会長に選任
- (2) 宮崎委員を副会長に選任

#### 3 諮問案件の審議

##### 【諮問案件1】

久留米市会計年度任用職員システムの導入に伴い、会計年度任用職員の個人情報を、委託事業者が運用するデータセンターとオンライン結合を行うことの公益上の必要性及び個人の権利利益の侵害の有無（条例第10条第1項第2号）について

【総務部人事厚生課】

実施機関：人事厚生課（野崎主査、岡本）

—資料をもとに人事厚生課から説明—

（A委員）会計年度任用職員以外の職員についても同様のシステムを用いているのか。  
（実施機関）既に、正規職員の給与等を管理するシステムは導入している。以前既存のシステムをクラウド化する際に、審議会に諮問させていただき、承認をいただいた。

（A委員）今回の諮問は、既存のシステムに追加するというものか、それとも別のシステムか。

（実施機関）別のシステムである。

（A委員）別にする理由は何か。同じことをするのであれば、既存のシステムに職員情報を追加する方がいいのではないか。

（実施機関）正規職員と会計年度任用職員では、給与の支払い方が違う。正規職員は当月払い、各部署で任用する会計年度任用職員は翌月払いである。既存のシステムは当月払いと翌月払いをまとめて管理できるシステムではなく、別個のシステムを採用するほかない。

（A委員）事業者も別か。

（実施機関）そうである。

(A委員) 提供する個人情報の中に、世帯員情報とあるが、何を想定しているのか。  
(実施機関) 税の処理や年末調整にあたって、職員が扶養している世帯員の名前や生年月日をシステム上で管理する必要がある。  
(A委員) 世帯員情報と漠然としているが、氏名と生年月日だけなのか。  
(実施機関) 世帯員の氏名、生年月日、同居別居の有無などである。  
(B委員) 扶養者の個人情報を管理するということか。  
(実施機関) そうである。  
(C委員) 被保険者資格も関係があるか。  
(実施機関) そうである。  
(D委員) 会計年度任用職員は、どの程度の期間で雇われているのか。  
(実施機関) 会計年度、つまり1年度単位である。  
(E委員) 我々のような非常勤職員と同じか。  
(実施機関) 法律上は別の職種である。  
(E委員) 人事管理に関する情報とは、どういう情報か。  
(実施機関) いつから雇われて、いつ退職したかという任用の履歴に関する情報である。  
(D委員) 今年度からデータ化するのか。  
(実施機関) そうである。  
(D委員) 今までに雇用されていた方のデータはどうなるのか。  
(実施機関) 今までに雇用されていた方のデータも、システム導入後に手入力等でのデータ移行を考えている。  
(F委員) 共済組合に入ることになっているため、健康保険にも関係があるということだが、これについても、正規職員とは別のシステムを導入するのか。  
(実施機関) そうである。  
(B委員) 正規職員と会計年度任用職員とでシステムを分ける必要性はあるのか。  
(実施機関) 先ほども申し上げたように給与の支払い方が根本的に違っており、一つのシステムで全ての職員を管理できるものはないためである。  
(B委員) 会計的には同じ括りになると思うが、分けないといけないのは、費目の問題でもあるのか。  
(実施機関) 費目は同じである。  
(B委員) 委託事業者が違うということだが、選考があるのか。  
(実施機関) 公募型のプロポーザルの実施によって、市のホームページで広く募集し、契約相手を選定した。  
(B委員) 技術的に実績のある事業者であるか。  
(実施機関) 近隣の自治体でも、導入実績がある事業者である。  
(B委員) LGWANはインターネットから切り離されているということだが、使用するパソコンは専用のパソコンか。それとも社内のLANに接続し、インターネットを利用できる、通常業務に使用するパソコンの中にこのシステムが入るのか。

- (実施機関) 通常業務で使用するパソコンである。
- (B委員) 通常のインターネットには繋がっていないのか。
- (実施機関) 通常のインターネットの環境と LGWAN の環境が、ネットワークの強靱化によって分離されている。
- (B委員) 同じパソコンに両方の環境は入っていないということか。
- (実施機関) 同じパソコンの中で、アプリを利用して接続先の環境を切り替えて使うものである。
- (E委員) 一般的に VPN と言われる仕組みで、その中では情報はすべて暗号化されて処理されるものだと思う。
- (C委員) データとして提供された個人情報、退職した場合はどうなるのか。
- (実施機関) 保存年限を定めており、満了するまでは保存しておき、満了後に廃棄する。
- (C委員) 保存年限はどうやって決まっているのか。
- (実施機関) 保存年限は、税であれば税法、社会保険であれば社会保険法、といった個別法の中で規定されている。
- (C委員) 文書の保存期間と同じということか。
- (実施機関) そうである。
- (B委員) データを持ち出すことはないと思っていいるか。
- (実施機関) データ自体はデータセンターの中で管理しており、物理的に引き抜くことはできない。
- 他に質問や意見等はなく、この件に関しては承認される。—

### 【諮問案件2】

保育所・幼稚園の現況届確認業務及び給付認定申請書の入力業務において、現況届及び保育・教育給付認定申請書に記載された個人情報を民間事業者が設置・管理するAI-OCR サーバとオンライン結合を行うことの公益上の必要性及び個人の権利利益の侵害の有無（条例第10条第1項第2号）について

### 【子ども未来部子ども保育課】

実施機関：子ども保育課（良永主査、原口）

—資料をもとに子ども保育課から説明—

- (G委員) AI-OCR サーバというのは他の業務でも使っているのか。
- (実施機関) そうである。子ども保育課では、口座引き落としのための口座登録に使用している。他の部署も同様である。
- (G委員) それらについても当審議会には諮問されているのか。
- (実施機関) 当課の分については今年の1月に諮問している。
- (事務局) 新任の委員もいらっしゃるので補足をさせていただく。AI-OCR の案件はこれまでも複数回諮問させていただいている。昨年度については、資料30ページの(4)にあるように、AI-OCR 及びRPAの導入として14業務についてまとめて諮問させ

ていただき、承認をいただいたほか、その後も個別に諮問し、承認をいただいている。業務の仕組みとしては、今回の案件も同じである。

(G委員) 同じ事業者か。

(実施機関) そうである。

(D委員) 申請書は保護者から保育所等に提出されるのか。

(実施機関) 現況届については保育所等に提出される。保育所の新規申請書だけは久留米市の窓口で提出していただく。

(D委員) 保護者が申請書を保育所等に提出して、保育所等からそのコピーを子ども保育課に送るのか。

(実施機関) 市が保育所から受け取るのは、保護者が提出した原本である。

(D委員) 原本は市役所で保管されるのか。

(実施機関) そうである。

(B委員) AI-OCR の読み取りの精度は100%に近いのか。

(実施機関) 98～99%だと言われている。その後、目視で確認し、100%としている。

(B委員) AI-OCR サーバは外部にあると思うが、情報の手直しは誰がするのか。

(実施機関) 市職員が、戻ってきたExcel データを修正する。

(B委員) 委託内容としては、AI-OCR サーバでの変換だけということか。

(実施機関) そうである。間違いの修正等をお願いすることはない。

(C委員) マイナンバーの部分は黒塗りにするということだが、データ化した後に記載するのか。

(実施機関) 記載しない。なお、一旦コピーしたものを黒塗りにするので、原本は触らない。

(C委員) そもそもマイナンバーは必要なのか。

(実施機関) 様式で定められているので、記載欄はあるが、必ずしも必要ということではない。また、マイナンバーは外部に出せないため、AI-OCR サーバには幼稚園の申請書は表面のみを、保育所の申請書は記載事項が多いため、マイナンバーを黒塗りにして裏面も、送信する予定である。

(E委員) 業務にマイナンバーは使っていないのか。

(実施機関) 所得の確認等には使っている。住民票にもマイナンバーは付記されているので、申請書になくても利用はできる。

(E委員) AI-OCR で変換したデータには、マイナンバーは記入しないということか。

(実施機関) そうである。この業務ではマイナンバーは使わない。

(D委員) 14ページの提供する個人情報の中に、同居の障害者の有無とあるが、この情報はなぜ必要なのか。

(実施機関) 同じ世帯に障害者がいると、保育料等が安くなる仕組みがある。要保護世帯というが、所得が一定低い方は保育料が安くなるので、その申請のためである。

(D委員) 障害者も等級に幅があるが、何を基準に判定しているのか。

(実施機関) 等級に関係なく、障害者手帳の有無で判断している。  
—他に質問や意見等はなく、この件に関しては承認される。—

—事務局から答申書の作成の流れについて説明—  
—質問や意見等はなし—

4 令和3年度情報公開・個人情報保護制度運用状況報告(通年)  
—事務局から報告—  
—質問や意見等はなし—

5 令和3年度特定個人情報の取扱いに関する監査結果報告  
—事務局から報告—  
—質問や意見等はなし—

6 その他  
次回の開催について

以上